

件 名

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則について

提案理由

「個人情報の保護に関する法律」の一部改正及び「個人情報の保護に関する法律施行条例」の施行に伴い、「埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則」を別紙のとおり制定したいので、審議願います。

概 要

1 趣旨

「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律施行条例」の規定に基づき、埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護に関し必要な事項を定めるもの

2 内容

- (1) 「個人情報の保護に関する法律施行条例」の規定に基づいた個人情報ファイルに関する事項

個人情報の開示の実施方法その他規定の整備

3 施行期日

令和5年4月1日

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の概要

1. 個人情報の保護に関する法律とは

個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報の有用性に配慮しつつ、プライバシーの保護を含む個人の権利利益を保護することを目的とする法律

個人情報とは、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの

2. 従来個人情報の扱い

民間事業者、国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体で団体ごとに法律や条例で規定していた。

個人情報の保護に関する法律：民間事業者の個人情報の取扱いについて規定（所管：個人情報保護委員会）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律：国の行政機関の個人情報の取扱いについて規定（所管：総務省）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律：独立行政法人等の個人情報の取扱いについて規定（所管：総務省）

埼玉県個人情報保護条例：埼玉県の個人情報の取扱いについて規定（所管：埼玉県）

団体ごとに規定や運用に相違があり、社会のデジタル化が進む中、どのように個人情報を保護するかが課題

3. デジタル改革関連法が成立（令和3年5月）

個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の3本の法律を1本の法律に統合

地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、個人情報保護委員会が一元的に監視監督（指導、助言、勧告等）

個人情報保護委員会とは、内閣府の外局であり、専門的知見を有する独立行政委員会

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の概要

4. 主な変更点

毎年度、法律の施行状況（開示の件数等）を個人情報保護委員会に報告する必要がある。
個人情報の漏えい等が生じた場合に、個人情報保護委員会に報告する必要がある。
（個人情報保護委員会は実地調査を行うことができる。）

5. 本県の対応

埼玉県においても、従来の条例を廃止し、個人情報の保護に関する法律施行条例を制定（公布日：令和4年12月23日）
埼玉県教育委員会も、従来の条例に基づいた規則を廃止し、新しい条例に基づく規則を新たに制定する必要がある。

6. 規則の主な内容

法律や条例から委任を受けて、事務処理について、定める。

- ・開示決定の際に通知すべき事項（開示の実施に必要な費用について通知する。）
- ・開示の実施の方法（開示は文書又は図画の閲覧、複写、電磁的記録媒体での交付等で行う。）
- ・開示実施時の本人確認（運転免許証等で本人確認を行う。）
- ・個人情報ファイルに関する手続きや具体的な記載事項

個人情報ファイルとは、一定の事務の目的を達成するために、特定の保有個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したもの

7. 施行期日

令和5年4月1日

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）、「個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年埼玉県条例第五十号。以下「条例」という。）の施行に関し、埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の保有する個人情報の保護に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第二条 条例第五条第一項前段の規定による通知に係る同項第十一号の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日
- 二 条例第五条第一項第八号に該当するときは、その理由
- 三 法第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、これらの規定の特別の手續が定められている他の法令の名称、条項及びその内容

2 条例第五条第一項後段の規定による変更の通知に係る同項第十一号の規則等で定める事項は、当該変更の予定年月日とする。

（条例第五条第二項第九号の規則等で定める数）

第三条 条例第五条第二項第九号の規則等で定める数は、千人とする。

（条例第五条第二項第十号の規則等で定める個人情報ファイル）

第四条 条例第五条第二項第十号の規則等で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- 一 次のいずれかに該当する者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（イ及びロに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 当該機関以外の行政機関等の職員

ロ イに掲げる者であった者

八 条例第五条第二項第三号に規定する者又はイ若しくはロに掲げる者の被扶養者又は遺族

二 条例第五条第二項第三号に規定する者及び前号イ、ロ又は八に掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(個人情報ファイル簿に記載する事項)

第五条 教育委員会は、個人情報ファイル簿に法第七十五条第一項に規定する事項のほか、第二条第一項第三号に掲げる事項を記載しなければならない。

(代理人が開示請求する場合の記載事項)

第六条 法第七十六条第二項の規定により代理人が開示請求をする場合には、次に掲げる事項を開示請求書に記載しなければならない。

一 法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「任意代理人」という。)の別

二 開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名、生年月日、住所又は居所及び連絡先

三 開示請求に係る保有個人情報の本人の未成年者、成年被後見人又は任意代理人委任者の別

(開示請求書の送付による開示請求における本人確認手続の特例)

第七条 教育委員会は、開示請求をする者(県内に住所を有する者に限る。)が開示請求書を教育委員会に送付して開示請求をする場合においては、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の八の都道府県知事保存本人確認情報を利用することによって令第二十二條第二項第二号の住民票の写しの提出に代えることができる。

(開示決定の際に通知すべき事項)

第八条 教育委員会は、法第八十二条第一項の規定により通知をするときは、同項に規定する事項のほか、開示の実施に要する費用を負担すべき旨その他当該開示の実施に必要な事項を通知しなければならない。

(開示の実施の方法)

第九条 文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、第三号及び第四号に掲げる方法にあつては、当該保有個人情報記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、教育委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。

一 文書又は図画(法第八十七条第一項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次号に規定するもの)の閲覧

二 文書又は図画を複写機により日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に単色刷で複写したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機により日本産業規格A列一番若しくはA列二番の用紙に単色刷で複写したものの交付又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フイ

ルムを印画紙に印画したものの交付

三 文書又は図画を複写機により用紙に多色刷で複写したものの交付

四 文書又は図画をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

2 電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

一 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

二 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付

3 前二項に掲げる方法による開示の実施が困難な場合にあつては、教育委員会が適当と認める方法とする。

（開示の実施における本人確認手続等）

第十条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、教育委員会に対し、次に掲げる書類（有効期間を有するものにあつては、その有効期間内のものに限る。）のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

一 令第二十二條第一項第一号に掲げる書類

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示を受ける者が本人であることを確認するため教育委員会が適当と認める書類

2 写しの送付の方法により開示の実施を求める者は、法第八十二條第一項の規定による通知に係る書面その他の教育委員会が適当と認める書類を提出しなければならない。

3 法第七十六條第二項の規定により開示請求をした代理人が開示を受ける場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他のその資格を証明する書類として教育委員会が適当と認めるものを教育委員会に提示し、又は提出しなければならない。

い。（訂正請求等に関する代理人の記載事項及び本人確認手続の特例の準用）

第十一条 第六条及び第七条の規定は、訂正請求及び利用停止請求について準用する。この場合において、第六条中「第七十六條第二項」とあるのは、訂正請求については「第九十條第二項」と、利用停止請求については「第九十八條第二項」と、第七条中「第二十二條第二項第二号」とあるのは、「第二十九條において準用する令第二十二條第二項第二号」と読み替えるものとする。

（委任）

第十二條 教育委員会は、埼玉県総務部文書課長に対し、法に基づく行政機関の長

等としての事務のうち、法第七十五条第一項の規定により、教育委員会が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表する事務（令第二十一条の規定に基づく事務を含む。）を委任する。

（開示請求等に係る書面の提出先）

第十三条 法第七十七条第一項、第九十一条第一項又は第九十九条第一項に規定する書面の提出は、埼玉県総務部文書課を経由して行うことができる。

（様式）

第十四条 次の各号に掲げる書面等の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 法第七十七条第一項の書面 様式第一号の保有個人情報開示請求書

二 法第八十二条第一項に規定する保有個人情報の全部の開示を決定した場合の書面 様式第二号の保有個人情報開示決定通知書

三 法第八十二条第一項に規定する保有個人情報の一部の開示を決定した場合の書面 様式第三号の保有個人情報部分開示決定通知書

四 法第八十二条第二項の書面 様式第四号の保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

五 法第八十三条第二項の書面 様式第五号の保有個人情報開示決定等期間延長通知書

六 法第八十四条の書面 様式第六号の保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

七 法第八十五条第一項前段の規定に係る書面 様式第七号の保有個人情報の開示請求に係る事案移送書

八 法第八十五条第一項後段の書面 様式第八号の保有個人情報の開示請求に係る事案移送通知書

九 法第八十六条第一項の規定による通知に係る書面 様式第九号の保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書

十 法第八十六条第二項の書面 様式第十号の保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書

十一 法第八十六条第一項又は第二項の意見書 様式第十一号の保有個人情報の開示決定等に関する意見書

十二 法第八十六条第三項（法第七十七条第一項において準用する場合を含む。）の書面 様式第十二号の保有個人情報開示決定に係る通知書

十三 法第八十七条第三項の規定による申出に係る書面 様式第十三号の保有個人情報開示の実施方法等申出書

- 十四 法第九十一条第一項の書面 様式第十四号の保有個人情報訂正請求書
 - 十五 法第九十三条第一項の書面 様式第十五号の保有個人情報訂正決定通知書
 - 十六 法第九十三条第二項の書面 様式第十六号の保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書
 - 十七 法第九十四条第二項の書面 様式第十七号の保有個人情報訂正決定等期間延長通知書
 - 十八 法第九十五条の書面 様式第十八号の保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書
 - 十九 法第九十六条第一項前段の規定に係る書面 様式第十九号の保有個人情報の訂正請求に係る事案移送書
 - 二十 法第九十六条第一項後段の書面 様式第二十号の保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書
 - 二十一 法第九十七条の書面 様式第二十一号の提供をしている保有個人情報の訂正決定通知書
 - 二十二 法第九十九条第一項の書面 様式第二十二号の保有個人情報利用停止請求書
 - 二十三 法第一百一条第一項の書面 様式第二十三号の保有個人情報利用停止決定通知書
 - 二十四 法第一百一条第二項の書面 様式第二十四号の保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書
 - 二十五 法第一百一条第二項の書面 様式第二十五号の保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書
 - 二十六 法第一百三十三条の書面 様式第二十六号の保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書
 - 二十七 法第一百五十三条第三項において準用する同条第二項の規定による通知に係る書面 様式第二十七号の埼玉県個人情報保護審査会諮問通知書
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
(埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の廃止)
 - 2 埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則(平成十七年埼玉県教育委員会規則第十五号)は、廃止する。

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(宛先)

埼玉県教育委員会

(ふりがな)

氏 名 _____

住所又は居所

〒

_____ 電話 (_____) _____

個人情報保護の保護に関する法律第 7 6 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報開示の請求を請求します。

開示請求に係る保有個人情報 (具体的に記載してください。)	
----------------------------------	--

(注) 代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

代理人の種類 <small>[該当する箇所の内にシ印を付してください。]</small>	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人			
本人の状況等	(ふりがな) 本人の氏名			
	本人の生年月日 <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">年</td> <td style="width: 33%;">月</td> <td style="width: 33%;">日生</td> </tr> </table>	年	月	日生
	年	月	日生	
本人の住所又は 居所及び連絡先 本人の状況 <small>[該当する箇所の内にシ印を付してください。]</small>	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者			

(注) 次の欄の記載は任意です。

<p>求める開示の実施の方法</p> <p><small>(開示の実施の方法に希望するものがあれば、内にシ印を付してください。)</small></p>	<p>1 文書又は図画の場合 閲覧 写し(複写機により用紙に複写したものの)の交付 (送付を希望)</p> <p>写し(スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの)の交付 (送付を希望)</p> <p>2 電磁的記録の場合 用紙に出力したものの閲覧 用紙に出力したものの交付 (送付を希望) 専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴 電磁的記録媒体に複写したものの交付 (送付を希望)</p>
<p>開示の実施の希望日</p>	<p>年 月 日</p>

(注) 次の欄は実施機関が記入しますので、記載しないでください。

<p>請求者本人確認書類</p> <p><small>(代理人が請求する場合は代理人の本人確認書類)</small></p>	<p><input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証</p> <p><input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>
<p>法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類</p>	<p><input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>
<p>任意代理人が請求する場合の請求資格確認書類</p>	<p><input type="checkbox"/> 委任状(次の書類の添付を求めること。)</p> <p>委任状に押印された委任者の実印の印鑑登録証明書 本人の運転免許証の写し 本人の個人番号カードの写し その他 ()</p>
<p>担当課所</p>	<p>電話番号</p>
<p>備考</p>	

(注) 代理人による請求の場合、別途本人に確認を行う場合があります。

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報保護の保護に関する法律第 8 2 条第 1 項の規定により、次のとおり開示することと決定したので通知します。

開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示を実施することができる日時（次のいずれか 1 日）	年 月 日 時 年 月 日 時 年 月 日 時
開示の場所	
求めることができる開示の実施の方法	
開示の実施に必要な事項	
写しの送付を希望する場合の準備日数及び送付に要する費用	（準備日数） 日 （費用） 円
担当課所	電話番号
備考	

（注） 1 開示を受ける際は、この通知書及び開示請求に係る保有個人情報の本人であること（法定代理人が開示を受ける場合には法定代理人本人であること及び法定代理人であることの資格、任意代理人が開示を受ける場合には任意代理人本人であること及び任意代理人であることの資格）を証明する書類を担当者に提示し、又は提出してください。

- 2 開示を実施することができる日時は、「開示を実施することができる日時」の欄に記載された日時のうち希望の日時を選択することができます。希望の日時は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 3 開示の実施の方法は、「求めることができる開示の実施の方法」の欄に記載されている方法から選択することができます。保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 4 保有個人情報の開示の実施方法等申出書による申出は、この通知があった日から30日以内に行ってください。

教示

- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県教育委員会に対して審査請求をすることができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。
この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県教育委員会です。
ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報保護に関する法律第 8 2 条第 1 項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定したので通知します。

開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示しない情報及びその理由	
開示を実施することができる日時（次のいずれか 1 日）	年 月 日 時 年 月 日 時
開示の場所	
求めることができる開示の実施の方法	
開示の実施に必要な事項	
写しの送付を希望する場合の準備日数及び送付に要する費用	（準備日数） 日 （費用） 円
担当課所	電話番号
備考	

（注） 1 開示を受ける際は、この通知書及び開示請求に係る保有個人情報の本人であること（法定代理人が開示を受ける場合には法定代理人本人であること）及び法定代理人であることの資格、任意代理人が開示を受ける場

合には任意代理人本人であること及び任意代理人であることの資格)を証明する書類を担当者に提示し、又は提出してください。

2 開示を実施することができる日時は、「開示を実施することができる日時」の欄に記載された日時のうち希望の日時を選択することができます。希望の日時は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。

3 開示の実施の方法は、「求めることができる開示の実施の方法」の欄に記載されている方法から選択することができます。保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。

4 保有個人情報の開示の実施方法等申出書による申出は、この通知があった日から30日以内に行ってください。

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県教育委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日(1)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日(1)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県教育委員会です。

ただし、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日(1)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日(1)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報保護の保護に関する法律第 8 2 条第 2 項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示しない理由	
担当課所	電話番号
備考	

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、埼玉県教育委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であったとしても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県教育委員会です。

ただし、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報保護に関する法律第 8 3 条第 2 項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
延長前の期間	年 月 日 から (日間)
延長後の期間	年 月 日 まで (日間)
延長する理由	
担当課所	電話番号
備考	

保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 8 4 条の規定により、開示請求があった日から 4 5 日以内に当該保有個人情報の相当の部分について開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当期間内に開示決定等を行いますので、次のとおり通知します。

なお、当該保有個人情報の相当の部分についての開示決定等及び残りの保有個人情報についての開示決定等を行ったときは、それぞれ通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
個人情報の保護に関する法律第 8 4 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
当該保有個人情報の相当の部分について開示決定等を行う期限	年 月 日
残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限	年 月 日
担当課所	電話番号
備考	

保有個人情報の開示請求に係る事案移送書

第 号
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項前段の規定により次のとおり移送します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名： 本人の住所又は居所： 本人の生年月日： 年 月 日生
添付資料	・開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・
備考	

保有個人情報の開示請求に係る事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第 8 5 条第 1 項後段の規定により次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

開示請求に係る保有個人情報	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 担当課名： 担当名： 所在地： 電話番号：

担当課所	電話番号
備考	

様式第 9 号（第 1 4 条関係）（法第 8 6 条第 1 項適用）

保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書

第 号
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



個人情報の保護に関する法律第 7 6 条第 1 項の規定に基づき、

に関する情報が含まれている保有個人情報について開示請求があったので、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第 8 6 条第 1 項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」により回答してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がないときは、特に御意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有個人情報	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の 内容	
意見書の提出先（担当課 所）	電話番号
意見書の提出期限	年 月 日

様式第 10号（第 14条関係）（法第 86条第 2項適用）

保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書

第 号
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



個人情報の保護に関する法律第 76条第 1項の規定に基づき、

に関する情報が含まれている保有個人情報について開示請求があったので、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第 86条第 2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」により回答してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がないときは、特に御意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有個人情報	
開示請求の年月日	年 月 日
個人情報の保護に関する法律第 86条第 2項第 1号又は第 2号の規定の適用区分及びその理由	(適用区分) <input type="checkbox"/> 第 1号 <input type="checkbox"/> 第 2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の 内容	
意見書の提出先（担当課所）	電話番号
意見書の提出期限	年 月 日

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

(宛先)

埼玉県教育委員会

(ふりがな)

氏名 _____

(法人その他の団体にあつては、その団体の名称及び代表者氏名

住所又は居所

〒

_____ 電話 _____ (_____) _____

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日 第 号で照会のあつた件について、次のとおり回答します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示についての御意見 〔内は、該当する箇所にシ印を付してください。〕	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障はない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障 (不利益) がある部分 (2) 支障 (不利益) がある具体的な理由
連絡先	

保有個人情報開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日 付 第 号 で照会した

に関する情報が含まれている保有個人情報について、次のとおり開示することを決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第 8 6 条第 3 項、
第 1 0 7 条第 1 項におい

て準用する同法第 8 6 条第 3 項 の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担当課所	
	電話番号
備考	

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、埼玉県教育委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県教育委員会です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県教育委員会

(ふりがな)

氏 名 _____

住所又は居所

〒

_____ 電話 (_____) _____

年 月 日付け 第 号で通知のあった開示決定について、個人情報の保護に関する法律第 87 条第 3 項の規定により、次のとおり開示の実施の方法等を申し上げます。

開示請求に係る保有個人情報	
開示の実施を希望する日時	年 月 日 時
求める開示の実施の方法	
(写しの送付を希望する場合)	同封する郵便切手の額 円
個人情報の保護に関する法律第 82 条第 1 項の規定による開示決定の通知のあった日 (開示決定通知書を受領した日)	年 月 日
備考	

(注) 1 「求める開示の実施の方法」の欄は、開示決定通知書に記載された求めることができる開示の実施の方法のうちから選択し、記入してください。

2 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を希望する場合は、備考欄にその旨及び当該部分を記入してください。

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先)

埼玉県教育委員会

(ふりがな)

氏 名 _____

住所又は居所

〒 _____

電話 (_____) _____

個人情報保護の保護に関する法律第 9 0 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報開示を受けた日	年 月 日
訂正請求に係る保有個人情報特定するに足りる事項	(開示決定通知書の番号) 第 号 (日付) 年 月 日
	(開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報)
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

(注) 代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

代理人の種別 <small>(該当する箇所の内にレ印を付してください。)</small>	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
本人の 状況等	(ふりがな) 本人の氏名

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報保護の保護に関する法律第 93 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
訂正請求の趣旨	
決定内容及び理由	(内容) (理由)
担当課所	
備考	電話番号

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、埼玉県教育委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県教育委員会です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報保護に関する法律第 93 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正しないことと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
訂正をしない理由	
担当課所	
	電話番号
備考	

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、埼玉県教育委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日 (1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日) の翌日から起算して 6 か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県教育委員会です。

ただし、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報保護に関する法律第 94 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
延長前の期間	年 月 日 から (日間) 年 月 日 まで
延長後の期間	年 月 日 から (日間) 年 月 日 まで
延長する理由	
担当課所	電話番号
備考	

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報保護に関する法律第 95 条の規定により、訂正決定等の期限を次のとおりとしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
個人情報の保護に関する法律第 95 条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
担当課所	電話番号
備考	

保有個人情報の訂正請求に係る事案移送書

第 号
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付で請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る
事案については、個人情報の保護に関する法律第 96 条第 1 項前段の規定により
次のとおり移送します。

訂正請求に係る保有個人情報	
訂正請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名： 本人の住所又は居所： 本人の生年月日： 年 月 日生
添付資料	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	

保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第 96 条第 1 項後段の規定により次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る保有個人情報	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 担当課名: 担当名: 所在地: 電話番号:

担当課所	電話番号
備考	

様式第 2 1 号 (第 1 4 条関係)

提供をしている保有個人情報の訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 9 2 条の規定により訂正をしたので、同法第 9 7 条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
訂正請求者の氏名等保有個人情報特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(内容) (理由)
担当課所	
	電話番号
備考	

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(宛先)

埼玉県教育委員会

(ふりがな)

氏 名 _____

住所又は居所

〒

_____ 電話 _____ (_____) _____

個人情報の保護に関する法律第 9 8 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報
 情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有 個人情報の開示を受けた 日	年 月 日
利用停止請求に係る保有 個人情報を特定するに足 りる事項	(開示決定通知書の番号) 第 号 (日付) 年 月 日 (開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報)
利用停止請求の趣旨及び 理由 [該当する箇所の 内にシ印を付 してください。]	(趣旨) <input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律第 9 8 条第 1 項 第 1 号該当 <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律第 9 8 条第 1 項 第 2 号該当 提供の停止 (理由)

(注) 代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

代理人の種別 [該当する箇所の 内にシ印を 付してください。]	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
---------------------------------------	--

本人の 状況等	(ふりがな) 本人の氏名	
	本人の生年月日	年 月 日生
	本人の住所又は 居所及び連絡先	電話 ()
	本人の状況 の 該当する箇所 の印を付して ください。	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者

(注) 次の欄は実施機関が記入しますので、記載しないでください。

請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
<small>(代理人が請求する場合は代理人の本人確認書類)</small>	
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
任意代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状(次の書類の添付を求めること。) 委任状に押印された委任者の実印の印鑑登録証明書 本人の運転免許証の写し 本人の個人番号カードの写し その他 ()
担当課所	電話番号
備考	

(注) 代理人による請求の場合、別途本人に確認を行う場合があります。

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については
個人情報の保護に関する法律第 1 0 1 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停
止をすることと決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有 個人情報	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容 及び理由	(内容) (理由)
担当課所	電話番号
備考	

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌
日から起算して 3 か月以内に、埼玉県教育委員会に対して審査請求をするこ
とができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内で
あっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求
をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県教育委員会です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付で利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 101 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止をしないことと決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報	
利用停止をしない理由	
担当課所	電話番号
備考	

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、埼玉県教育委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であったとしても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日 (1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日) の翌日から起算して 6 か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県教育委員会です。

ただし、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 25 号 (第 14 条関係)

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 102 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報	
延長前の期間	年 月 日 から (日間)
延長後の期間	年 月 日 から (日間)
延長する理由	
担当課所	電話番号
備考	

様式第 26 号 (第 14 条関係)

保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 103 条の規定により、利用停止決定等の期限を次のとおりとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報	
個人情報の保護に関する法律第 103 条の規定 (利用停止決定等の期限の特例) を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
担当課所	電話番号
備考	

様式第 27 号 (第 14 条関係)

埼玉県個人情報保護審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けの

に対する審査請求について

個人情報保護の保護に関する法律第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により埼玉県個人情報保護審査会に諮問したので、同条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定により通知します。

開示決定等に係る保有個人情報	
審査請求の内容	
審査請求があった日	年 月 日
諮問をした日	年 月 日
担当課所	電話番号
備考	